り決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、総務委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第92号 長井市地方活 力向上地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい ての1件について、総務委員長の報告は原案可 決であります。総務委員長報告のとおり決する にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、総務委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第3号 市民西根体育 館の廃止に伴う、西根地区の小さな拠点の整備 についての1件について、総務委員長の報告は 採択であります。総務委員長報告のとおり決す るにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、総務委員長報告のと おり決定いたしました。

厚生常任委員会審查報告

○渋谷佐輔議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

宇津木正紀厚生常任副委員長。

(宇津木正紀厚生常任委員会副委員長登

〇宇津木正紀厚生常任委員会副委員長 平成30年 第5回市議会定例会において厚生常任委員会に 付託になりました議案1件について、審査をい たしました経過と結果についてご報告申し上げとおり決定いたしました。

ます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月5日 に開催し、委員出席のもと、当局関係者の出席 を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第93号 長井市医療給付事業 に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程 の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案 されたものであります。

市民課長からは、この改正により、同じ所得 であっても住所地による税率の違いで、所得制 限の判定に差が生じ、重度心身障害者医療制度 の非該当となることを防ぐことができるとの説 明がありました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとお り可決すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました 案件審査の報告を終わります。

○渋谷佐輔議長 副委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第5、議案第93号 長井市医 療給付事業に関する条例の一部を改正する条例 の制定についての1件について、討論の通告が ありませんので、討論を終結し、採決いたしま す。

議案第93号の1件について、厚生副委員長の 報告は原案可決であります。

厚生副委員長報告のとおり決するにご異議ご ざいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、厚生副委員長報告の